

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、教育研究所に勤務する部長及び指導主事」を「及び指導主事並びに教育研究所に勤務する参事、センター所長、センター次長、部長及び主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。